

国民生活審議会第8回消費者政策部会議事要旨

1. 日 時 平成19年5月29日（火）14:00～16:20

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館共用第1特別会議室

3. 出席者

（委員）松本部長、東委員、大河内委員、大村（多）委員、芝原委員、田村委員、長田委員、
糠谷委員、早川委員、原委員、三木委員、御船委員、山口委員、山本委員
（国民生活における安全・安心の確保策に関する検討委員会 小早川委員長）
（事務局）西内閣府国民生活局長、堀田審議官、川口総務課長、岩崎企画課長、井内消費者企
画課長、西村消費者調整課長、藤崎国際室長、加納消費者団体訴訟室長、山崎補佐

（1）「国民生活における安全・安心の確保策に関する検討委員会」報告書について

同検討委員会の小早川委員長から「国民生活における安全・安心の確保策に関する検討委員会」報告書について資料1に基づき説明が行われた後、各委員から主に以下のような意見があった。

○いろいろなことが盛り込まれており立派な内容になっている。報告書の内容をどうやって実現していくのかについて、もう少しわかりやすくするとよいのではないか。

○報告書には、是非実現して欲しいことが盛り込まれている。入力された情報が分析・公表されるようなシステムは、すぐに実現して欲しい。できるだけ理想に近い形で実現できるよう努力して欲しい。

○報告書は、現在の「官から民」への流れは避けられないということを前提としているようであるが、安全・安心に係るものは、必ずしも「官から民へ」を前提としなくてもよいのではないか。民間への委託を進めるべき部分と、慎重になるべき部分があるのではないか。

○事故情報等の分析・公表に関して、いつどのような形で公表するかについて検討していると、消費者が情報にアクセスする時間が遅くなるし、範囲も制限されてしまう。国土交通省の自動車不具合情報やエレベーター等の建築事故情報などのように、消費者が速やかに情報にアクセスできるような仕組みを検討して欲しい。

→ 公表については、当面は管理運営機関や関係行政機関等に範囲を限っているが、報告書にもあるとおり、将来的には消費者に対して公表することを検討することが適当であると考えている。

○事故情報等の分析・公表に関して、入力された情報をそのまま公表する方式と分析した結果を公表する方式の両方の可能性を残していただきたい。また、情報をそのまま公表するに際し、事業者名や商品名を出さないということでは、国民に正確な情報が伝わらないので、工夫する必要がある。

○関係省庁が分析結果を評価・判断をすることには懸念があり、分析結果の第三者評価が必要ではないか。

○分析の在り方について、他機関でも検討している例があり、そういう動きとリンクさせることも考えてはどうか。

○官としてやるべきリコールの範囲が限定的ではないか。

(2) 消費者基本計画の検証・評価・監視に係る委員による意見表明及び討議

① 学校や社会教育施策における消費者教育の推進〔施策24～28〕

東委員から資料2-1、御船委員から資料2-2に基づき意見表明が行われた後、各委員から主に以下のような意見があった。

○農林水産省は、食育の教育についてはしっかり取り組んでいるという印象である。

○どの場面を「職域」とするかが難しい。多重債務者に対する消費者教育等が参考になると思う。

○大学生がマルチ商法等の被害に遭うケースが多いので、大学生向けの消費者教育は重要である。

② 消費者からの苦情相談の活用〔施策33～36〕

大河内委員から資料3に基づき意見表明が行われた後、各委員から主に以下のような意見があった。

○国民生活センターが事業者名公表を行うための法的根拠がないと、公表する度に訴訟リスクを負うことになる。事業者名公表を行えるよう法的整備が必要ではないか。

○国民生活センターは、法的には、国民生活に関する情報提供と調査研究を行うことを目的としており、商品テスト等の際の事業者名公表については法律の拡大解釈で行ってきている。

○国民生活センターは、現状少ない人数でよく頑張っている。この上、先程小早川委員長から報告があったようなヒヤリハット情報の分析を行うのは難しいのではないか。国民生活センターが仕事しやすいように、法整備や権限強化などを今後議論すべき。

③ 食品の安全性

早川委員から資料4に基づき意見表明が行われた後、各委員から主に以下のような意見があった。

○番号4の施策（リスコミ）を見ると、リスコミを行った結果、それがどう施策に反映されたかの記述がない。それと食品安全委員会の機能強化が重要と考える。独立した機関として、職員の独自採用を行うとともに、自前の研究所を保有し、地方の出先機関も持つべきである。また、日常的、網羅的に安全評価を行うべきである。この点、「監視」に盛り込んでもらいたい。

○消費者基本計画には、食品の安全については、リスコミとトレサしか盛り込まれていないので、もう少し充実すべきである。また、先般、はちみつ公正取引協議会の事件が発生したが、それを踏まえ、公正競争規約の適正化のあり方を計画に盛り込むべきである。それと産地表示や残留農薬の適正化を図るための方策も盛り込むべきである。

○前回の消費者政策部会において、食品安全委員会が、「昨年度、リスコミのやり方をパネルディスカッション方式にしたところ良くなった」と説明したが、リスコミに実際に参加した人に聞くと、参加者1人当たりの発言時間も短く、前と変わらないとのことだったので、リスコミのやり方を一層改善、工夫して欲しい。また、今は聞いたことのない国から輸入食品が入ってきているので、それへの対応も必要である。

○食品の安全性の面では、健康食品、サプリメントが今後大きな問題となると考える。これらに過度に依存し過ぎないような法整備が必要である。食品衛生法、景品表示法、薬事法、医師法などが絡む問題だ。また、雑誌などに、祈祷、占いの広告がよく掲載されているが、

これは新たな消費者被害に結びつくもの。例えば、「末期がんが治る」というようなものは適切な医療機会を奪うものである。「占い」については、特定商取引法の指定役務に入っているが、同じような問題を防ぐためにネガリスト化が必要であろう。

- 食品の不適正な表示に対する取締りを強化すべきである。その取締りは、JAS法で行うべきだろう。食品表示をきちんと監視することが必要である。
- 食品の表示については、行政も色々発信しているが、消費者がちゃんとした情報を入手できるよう、もっと見やすく正確にお願いしたい。JAS法をきちっと運用することが重要である。
- 消費者の情報入手については、消費者教育の問題でもある。農林水産省は、食品の安全性について必ずしも意識化されていないので、今後教材を作成して欲しい。これはシートにも反映して欲しい。

④ 自由討議（その他）

- 先週テレビで、イギリスのスーパーが「フードマイレージ」を採用しているのを見た。食料の輸送距離が遠ければ遠いほど、輸送するためのエネルギーが必要になり多くのCO₂を排出することになる。フードマイレージは、食品の生産地と消費地を表示するものである。フードマイレージがあれば、環境問題を考える消費者が食料品を購入する際の目安となる。環境省は導入について検討して欲しい。
- インターネット、地上波デジタルなどのIT関係を取り扱う審議会は数多くあるが、消費者代表はほとんど入っていない。これらの審議会における消費者代表の参画状況のデータが欲しい。あと、パソコンを買いに販売店へ行ってもどれを選んでよいのかさっぱり分からない。普通の人分かりやすいようにして欲しい。
- ITについては、総務省の審議会だけではなく様々な研究会が設けられている。内閣官房、経済産業省にも研究会がある。これらの研究会の構成員に消費者代表はほとんど入っていないと思うので、入れるようにして欲しい。国民が知らないところで、地上波デジタルやTV番組のコピー問題（著作物の使用制限）など大きなことが決められている。
- 総務省の情報通信関係の全部の研究会を調べたが、構成員に消費者代表はほとんど入っていなかった。情報通信に関しては、総務省だけではなく、内閣官房、経済産業省、公正取引委員会が連携して対応すべきである。先程、パソコンの話が出たが、パソコンについてはプロバイダーとの抱き合わせ販売がなされている問題がある。また、情報通信については、優越的地位の濫用の問題があるし、表示の問題もある。

（２）その他

次回の部会は5月31日開催の予定。

以上